「川越市みよしの支援センター条例の一部を改正する等の条例」（案）の概要について

令和８年９月
福祉部　障害者福祉課

１．改正の趣旨

建築後４０年以上が経過し老朽化した「川越市みよしの支援センター」及び「川越市職業センター」について、川越市個別施設計画に基づき、みよしの支援センターへ施設の集約化を行うことに伴い、市条例の一部改正及び廃止を行おうとするものです。

２．改正・廃止しようとする市条例

（１）改正

川越市みよしの支援センター条例（昭和５１年条例第１３号）

（２）廃止

川越市職業センター条例（昭和５７年条例第１２号）

３．主な改正の内容

（１）川越市みよしの支援センター条例

次の①・②について変更等を行おうとするものです。

①センターの定員数を４５人から５０人へ変更

②利用者の範囲に、身体障害者福祉法に基づき、本市が措置を行う又は本市以外が行う措置に係る者で市長が承認した者を追加

（２）川越市職業センター条例

令和９年９月３０日をもって廃止することとします。

４．施行期日

①令和９年１０月１日：「川越市みよしの支援センター条例」

②令和９年９月３０日：「川越市職業センター条例」